

令和8年度  
南地区自治振興会総会資料



と き 令和8年4月25日(土)

午後7時から

ところ 武生南公民館 講堂



## 総 会 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓挨拶・来賓紹介
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選任
- 6 議事
  - 第1号議案 令和7年度南地区自治振興会事業報告、決算報告、  
財産目録および監査報告について
  - 第2号議案 令和8年度南地区自治振興会事業計画および予算  
について
  - 第3号議案 南地区自治振興会役員を選出について
- その他
- 7 議長解任
- 8 閉会

第1号議案 令和7年度南地区自治振興会事業報告、決算報告、財産目録  
および監査報告について

## 令和7年度南地区自治振興会事業報告

令和6年度末に武生南公民館公民館の改修工事が完了し、施設がより充実して、本会の事業も従前にも増して快適に運営できるようになりました。

年度当初の総会はコロナ禍対応のため、2年間の書面決議、2年間の武生南小学校体育館での開催を経て、令和6年度5年ぶりに武生南公民館講堂に会場を戻しての開催になりましたが、令和7年度も引き続き通常の形で開催することができました。

2年間中止の後、令和4年度に再開した「ニコ・サンまつり」は、令和7年度も武生第二中学校体育館を会場にして実施しました。適度な気温とまずまずの天気恵まれて多くの住民が訪れ、芸能発表や作品展示を鑑賞するとともに喫茶コーナーで寛ぎのひとときを過ごし、子ども達はゲームコーナーや「太鼓の達人」コーナーに興じるなど、南地区最大のイベントとして、地区の活力と住民相互の繋がりの強さを示すことができました。

防災避難訓練は、コロナ対策等で第2次避難訓練会場を令和2年度から5年度まで1箇所絞って実施してきましたが、令和6年度に続いて7年度も本来の武生南小学校体育館と武生第二中学校体育館の2箇所で実施し、例年の訓練に加えて第2次避難場所に用意してある防災用品の保管場所の確認を行いました。

また、軽スポーツを通じて健康づくりを目指す、みなリンピックは2年間の中止を経て再開4年目の実施となりました。4年生考案の3種目のゲームのお披露目もあり、参加者も多く盛り上がりを見せました。

市主催のふるさと踊りには4年ぶりの復活となった令和5年度、6年度に続いて参加し、50人余の参加者は南地区住民の変わらぬ団結と活気をアピールして踊りを楽しみました。

令和5年度に4年ぶりに再開した二十歳のつどいは、令和7年度も市主催の「二十歳の式典」終了後、式典参加者が公民館に集って開催されました。小学6年時の担任教師からの祝辞、中学生時に書いた「二十歳の自分への手紙」の返却もあり、飲食をしながら思い出や将来の夢を語り合っ、楽しく有意義なひと時を過ごしました。

高齢者への食事サービスは対象者の安全・健康確認も兼ねて毎年度実施していますが、令和7年度も公民館の料理教室で真心を込めて作った弁当380食

を高齢者宅に届け、例年どおり好評を得ることが出来ました。この食事サービスをはじめ、南地区の象徴ともなっている紫蘭街道の整備や、河川一斉清掃、雪どけクリーン作戦等コロナ禍にあっても従来どおり実施された事業も、多くの住民の協力を得て引き続き積極的に取り組みました。

地域の安全確保に資するため、町内や学校等の要望を基に令和2年度から設置を進めている防犯カメラは、令和7年度に2基を加え24基となりました。また、町内からの要望に応じて防犯灯、ゴミステーション等を整備し、住みよい快適な街づくりに努めました。

年10回発行し、地区内の全戸及び学校・保育園等や他地区の公民館等に配付される「南の風ニコ・サン」は、自治振興会と公民館からの情報発信と地区住民との意思疎通のツールとしての役割を担っていますが、更なる内容の充実に努めました。また、SNSを利用した事業・行事や各部会会議の内容の発信を行い、デジタル化時代に適応した情報発信力の強化も引き続き目指しています。

令和8年3月14日南地区待望のしきぶ駅開設の記念式典に際し、地区内の保育園、幼稚園、こども園の園児約80名の他、保護者等を含め200名余の記念乗車事業を行い、手作りの記念缶バッジの配布と相まって歓迎の意を表すとともに、幼い日の良き思い出を植え付けることが出来ました。

## 《生活環境部》

### ゴミステーション整備事業

- ゴミステーション設置・整備、収集ボックス購入に対する助成(購入及び修理費の半額)  
 缶メイトは町内 1 基あたり 1,000 円の負担金徴収
- ・カラス除けネット 1 町内 10 基(御幸町)      ・ゴミステーション 1 基(東千福町)
  - ・缶メイト 2 町内 3 基(南1丁目 2、文京 1 丁目 1) 在庫3基

### 清掃大作戦事業

- ・河川等一斉清掃 7 月 20 日(日)    ・市民雪融けクリーン作戦 3 月 15 日(日)
- 町内ごとに清掃を実施し、必要な用具(土のう袋・軍手など)を支給するほか、草刈り機・軽トラック等の使用に対して補助金を支給した。

### 生活環境事業

- ・市政出前講座「市の水道について」(11 月 14 日金曜日)  
部会研修として市の上下水道課から 2 人の講師を招いて実施。水が家庭に届くまで・料金の計算方法・漏水の確認方法・下水道の管路調査などを学んだ。
- ・公民館学級「チャレンジ教室」参加(12 月 20 日土曜日)  
部会研修での内容を冊子を使って紹介。また、日本にいるセミの種類と環境の変化によって生息域が変わりつつあることを伝えた。

### 環境美化(紫蘭街道整備)事業

- ・今年度も、ボランティアグループや関係町内、武生商工高校の生徒さんと協働で、4,7,10 月の 3 回、紫蘭街道の草刈り等の整備を行い、環境の美化と南地区のイメージアップを図った。
- ・「紫蘭のあゆみ展」が 5 月 9 日(金)～11 日(日)にギャラリー叔羅で開催され、多くの来場者が訪れた。

### 【年間活動報告】

月 日	事業内容	備 考
5 月～2 月	部会の開催	7 回開催
4 月 20 日(日)	紫蘭街道整備(除草・看板設置)	参加者:生活環境部員、ボランティアグループ、関係町内、武生商工高校
5 月 9 日(金)～11 日(日)	「紫蘭のあゆみ展」開催 (ギャラリーしくらにて)	主催:紫蘭のあゆみ展実行委員会 共催:南地区自治振興会
7 月 20 日(日)	河川一斉清掃	全町内
7 月 27 日(日)	紫蘭街道整備 (紫蘭刈り取り・除草)	参加者:生活環境部員、ボランティアグループ、関係町内
10 月 12 日(日)	紫蘭街道整備 (紫蘭刈り取り・看板撤去)	参加者:生活環境部員、ボランティアグループ、関係町内
11 月 14 日(金)	部会研修	市政出前講座「市の水道について」 (市上下水道課)
12 月 20 日(土)	公民館学級「チャレンジ教室」参加	水道の話とセミと環境の話をした
3 月 15 日(日)	雪融けクリーン作戦	全町内

## 《安全防災部会》

「安全と安心」で住みやすい地区づくりを目指して以下の事業を実施しました。

### 安心・安全の街事業

- ・南地区防災避難訓練の実施 一次訓練は各町内で定められた場所で、二次訓練は南小学校体育館と武生第二中学校体育館でと本来の形で行い、参加者の制限は行わなかったが、コロナ禍前の参加者数に及ばなかった。
- ・ニコ・サンまつりへの参加 資材の運搬・撤去及び当日の駐車場管理を行った。
- ・防犯カメラの維持管理 新たに2基設置し、既に設置済と併せて24基となった。事故・犯罪の抑制に役立っている。

### 防犯灯設置管理事業

- ・防犯灯の整備 町内の希望により新たに10基のLED防犯灯を設置
- ・防犯灯電気料金の補助 「一般防犯灯電気料金補助事業補助金交付要綱」に基づき、各町内の防犯灯の電気料金の1/3または半額を補助  
全町内合計892千円交付

### 雪対策事業

- ・狭隘道路除排雪費用の補助 地区内にある幅員4.5m以下の市道(7,370m)の除排雪に要する費用の補助として対象路線の延長に応じて該当20町内に1,806千円交付

### 防災対策事業

- ・消防機械器具整備補助 各町内自警消防隊の消防機械器具購入・修理に要する費用を補助。4町内137千円交付。[町内負担額の1/2(50,000円を上限とする。)]

### 【年間活動経過】

月 日	事業内容	参加人数等
4月～3月	防犯灯整備	3町内 10基
6月	防犯灯電気料金の補助	全町内
4月～3月	防犯カメラ維持管理	全24基の電気料、電柱添架料
9月21日	南地区防災避難訓練 武生第二中学校及び武生南小学校体育館	訓練参加住民 一次:1,074名 二次:223名
10月18・19日	ニコ・サンまつりへの参加	駐車場管理 物品運搬
9月	消防器具等整備費補助	4町内
3月	狭隘道路除排雪費補助	7回除排雪分補助 20町内

## 《社会福祉部会》

### ネットワーク研修事業

ネットワーク会議……南地区支え合い協議会主催事業へ参加協力

### 交流と訪問事業

高齢者暑中見舞いハガキ……80歳以上の方々へ南小学校の児童にハガキ本文を書いてもらい、部員が宛名を書き投函した。

高齢者訪問事業……80歳以上の方に長寿祝いの記念品を持参し訪問する事業。  
敬老の日に向けて実施。980名分用意

在宅介護者交流事業……公民館で偶数月に在宅介護者の交流サロンを開催

(4月26日、6月28日、8月23日、10月25日、令和8年2月28日)

\*市の長寿福祉課の職員と地域包括支援センター職員も在席し個別相談も実施

### 高齢者食事サービス

80歳以上の一人暮らしの方、二人暮らしのご夫婦に部員の手作り弁当を昼食用に用意。

当日は、部員の他、元部員、公民館関係、自治振興会関係職員の協力をいただいた。

各区長・民生委員・福祉推進員・部員の協力を得て高齢者の方に届けた。

令和7年12月12日(金)、13日(土)の二日間かけて380食用意する。

今回は例年通り12月に戻し、部員22名と協力者で料理をすることが出来ました。

### いきいきサロン支援事業

各町内のいきいきサロン事業に助成金を支払う。(令和7年1月～12月が対象)

1回実施毎に1000円(上限12,000円)

### 研修事業

研修会

演題「笑って、笑って、元気よく!!」

講師 仁愛大学元教授 山村 恵子氏

### 南地区祭事業

ニコ・サンまつりでの喫茶コーナー担当(全員、バンダナと黒エプロンで実施)

コーヒー・紅茶・ジュース・緑茶にお菓子を付ける

### 【年間活動経過】

月日	事業活動	人数等	月日	事業活動	人数等
4月～3月	部会9回	220名	10月19日	ニコ・サンまつり喫茶	30名
4月～2月	在宅介護者交流サロン5回	70名	12月13日	食事サービス	380食
9月9日	80歳以上高齢者訪問	980名	3月10日	研修会(山村恵子先生)	30名

## 《健康推進部会》

地区住民の健康をアピールする事を重点と活動しています。

令和7年度は、健康づくり推進員が無くなり、部会の活動できる人数が10人程度少なくなりました、厳しい行事運営となりました。

令和6年度は、南公民館が改修工事中でしたので健康まつりは中止をしましたが、今年度は9月28日に開催し、約総勢200人名が参加をして盛大に開催できました。

11月16日に開催したみなリンピックは、好天気にはさわれ、250名が参加し、また、南小学校の4年の児童が考えた、ゲームや軽スポーツ、血管年齢測定や、総務広報部よりのカンバッジ作りを行いました。

いろいろな種目に参加者が秋の一日を楽しく遊んでいただきました

ニコサンまつりは、太鼓の達人を初めて開催しましたが、大好評で長い行列ができました。

健康講座は、健康推進部、南食改、いっしょの会の3グループのコラボで開催したところ予想を超えた参加者が来てくれました。

### 【活動経過】

月日	事業内容	備考
10月19日	ニコサンまつり	太鼓の達人を行いました。
9月28日	健康まつり	200名参加
11月16日	みなリンピック	250名参加
11月29日	健康講座	50名の募集が60名を超えました

### 【部会】

月日	事業内容	備考
4月30日	第1回部会	初顔合わせ・自己紹介・部会の三役選出・年間行事
6月5日	第2回部会	健康まつり・みなリンピックの日程について 1町内1事業の説明
7月16日	第3回部会	健康まつり みなリンピックの日程が決定する
8月13日	第4回部会	みなリンピックの会場が武生南小学校体育館にて、ニコサンまつりについて
9月11日	第5回部会	ニコサンまつり、みなリンピック、健康講座について
10月16日	第6回部会	ニコサンまつり、みなリンピック、健康講座、1町内1事業について
11月13日	第7回部会	みなリンピック、健康講座について
2月12日	第8回部会	健康まつりの3歳児虫歯のない子景品発送について
3月4日	第9回部会	1年間の反省

### 【1町内1事業】

通年	1町内1事業	13町内が実施しました。
----	--------	--------------

## 《地域魅力部会》

「歴史の継承と地場産業の啓発」を目指し、自らが地域の魅力を再発見していくとともに、地域に対する愛情を育む活動を実施した。

### 歴史散策会事業

龍泉寺・紫きぶ七橋・聖徳太子堂

### 地域伝統研究事業

パピルス館・卯立の工芸館・越前和紙の文化博物館・越前和紙の里美術館

### 式部公園華の会事業

紫式部公園周辺の清掃活動(年1回)

### 南地区祭事業

ニコ・サンまつりでのゲームコーナー企画・運営

### 【年間活動経過】

月日	事業の内容	参加人数
5月1日	第1回部会	23名
6月17日	第2回部会	18名
7月15日	第3回部会	19名
9月7日	歴史散策会 龍泉寺・紫きぶ七橋・聖徳太子堂	28名
9月16日	第4回部会	22名
10月5日	華の会事業 紫式部公園周辺清掃	17名
10月19日	ニコ・サンまつり 二中体育館前でゲームコーナー運営	18名
11月11日	第5回部会	22名
1月13日	第6回部会	16名
3月1日	地域伝統研究事業 パピルス館・卯立の工芸館他	15名
3月24日	第7回部会	15名

## 《青少年部会》

### 青少年健全育成事業

公民館にて、「南地区二十歳のつどい」を実施。自治振興会からのお祝いの品を進呈した。

### 子ども見守り活動事業

子ども見守り活動支援を通して地域の子供達を地域で育てる環境づくりを推進。  
登校時の見守り活動の助成を行った。夏休み中は委員が各町内のパトロールを実施。  
「こども見守り110番の家」の新規登録募集を行い、看板を渡し掲示していただいた。

### 地域子ども支援事業

南チャレンジ教室やかるた教室・プログラミング教室開催を支援し、子どもたちが地域の歴史や伝統文化に親しみ、郷土愛を深める活動を推進した。  
また、畑作りを通じて食農や環境問題の大切さを学ぶ活動を推進した。

### 子育て支援事業

「赤ちゃん抱っこ体験学習」は中学校で9月30日、10月1日に実施されサポートを行った。  
オレンジサポーターズが主体となって定期的を開催するオレンジサロンで、育児相談や読み聞かせの支援活動を推進し、子育てしやすい環境づくりを助成した。

### 南地区祭事業 ニコ・サンまつりで、ステージ担当(芸能発表リハーサル・発表サポート)

#### 【年間活動経過】

月 日	事業内容	参加人数等
7月 1日	青少年健全育成越前市民のつどい	4名
夏休み中	夏休み町内パトロール	3町内
10月19日	ニコ・サンまつり前日 ステージリハーサル対応	10名
10月20日	ニコ・サンまつり当日 ステージ芸能発表サポート	14名
1月7日	「二十歳のつどい」開催	10名
通年	登下校時の子ども見守り活動支援	8町内
通年	放課後子ども教室支援 (チャレンジ教室 隔週土曜、かるた教室 隔週木曜) (ジャム作り・プログラミング教室・畑作り・写真 de ハロウィン等)	966名
通年	オレンジサロン(第4木曜)	191名
通年	部会開催 7回	97名

## 《総務広報部》

### 広報誌発行事業

南地区広報誌「南の風 ニコ・サン」を、年間 10 回発行しました。(カラー刷り年間4回)  
自治振興会・公民館・学校の行事 地域紹介など取り上げた。  
参加者の声を、多く取り上げた。多くの方に読んでいただけるような紙面作りに取り組みました。

### 夏祭りアピール事業

越前市サマーフェスティバル ふるさと踊り参加(中央公園噴水広場)

### 情報発信・収集事業

みなみ de カフェ(公民館共催)年間 3 回開催(交流の場所作り)  
ニコ・サンまつり来場者数アンケート(どちらから来ましたか)  
しきぶ駅開業記念品の製作・配布

#### 【年間活動経過】

年 月 日	事業内容	参加人数
令和7 5月2日	第1回部会 年間7回部会 5/2 6/12 8/9 9/17 10/8 11/12 3/6	
	まちづくり学習(公民館・いっしょの会共催) 年間3回開催  みなみ de カフェ 4月5日南の小さな春まつり 8月30日昭和100年を考える 12月13日クリスマスライブ	70名 45名 50名
8月6日	ふるさと踊り練習日 8/6 8/8	
8月14日	越前市サマーフェスティバル ふるさと踊り参加	31名
10月20日	ニコ・サンまつり 会場装飾・アンケート・受付	部員15名
令和8年1月	二十歳のつどい 豚汁調理・提供	部員5名
	広報誌委員会(年間10回編集会議)	
令和8年2月	しきぶ駅開業記念品 缶バッジ600個・小旗250枚製作	部員15名
令和8年3月	しきぶ駅開業記念品 缶バッジ・小旗 配布	部員6名

## 南地区男女共同参画推進員会《いっしょの会》事業報告書令和7年度

年間事業

あいさつ運動 武生南小学校 新入学お祝い 毎週月曜日	会員 7名
越前市議会傍聴	会員 9名
県外研修 岐阜方面	会員 17名
伝承料理の伝承（推進部会・食改と共催）	参加者 60名

ボランティア活動

ニコ・サンまつり 紙ヒコーキ飛ばし	
昔遊び 武生南小学校 1年生 2回	会員 10名
ふれあい活動 高瀬保育園	会員 2名

みなみ de カフェ（武生南公民館共催）

みなみの小さな春まつり 旧武生南幼稚園園庭	参加者 70名
昭和 100年を考える 武生南公民館	参加者 45名

講演会・研修（武生南公民館共催）

ふるさとの日記念講演会	（田中悠登氏）	参加者 97名
男女共同参画今昔	（川本豊子氏）	参加者 54名

例会・越前市主催会議関係

例会年間	12回
越前市主催会議 男女共同参画会議	3回
いっしょの会 20周年に向けて会議	4回

## 令和7年度 南地区自治振興会収支決算書

自 令和 7年4月 1日

至 令和 8年3月31日

収入金額 17,639,462 円

支出金額 16,323,875 円

残 額 1,315,587 円

## 【収入の部】

[単位：円]

項 目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備 考
越前市交付金	8,646,000	10,231,000	10,231,000	1,585,000	越前市
助成金・補助金	188,000	207,835	207,835	19,835	越前市
自治振興会会費	1,760,500	1,760,500	1,760,500	0	@ 500×3,521世帯
南地区地域福祉協力金	1,285,165	1,285,165	1,285,165	0	@ 365×3,521世帯
南地区スポーツ協会協力金	528,150	528,150	528,150	0	@ 150×3,521世帯
地域生活支援推進費	500,000	280,883	280,883	△ 219,117	越前市
福祉推進員活動費	162,000	162,000	162,000	0	越前市社協
ふるさと夏祭り参加費	36,000	36,000	36,000	0	越前市
事業収入	35,000	317,000	317,000	282,000	カンメート手数料等
雑収入	250,000	685,854	685,854	435,854	コピー使用料等
繰越金	2,145,075	2,145,075	2,145,075	0	
合 計	15,535,890	17,639,462	17,639,462	2,103,572	

## 【支出の部】

[単位：円]

項 目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備 考
事業費					
生活環境改善	1,385,000	1,164,330	1,164,330	△ 220,670	
安全防災対策	4,011,000	4,952,578	4,952,578	941,578	
社会福祉対策	1,410,000	1,324,726	1,324,726	△ 85,274	
健康推進対策	455,000	441,188	441,188	△ 13,812	
地域魅力継承	216,000	152,394	152,394	△ 63,606	
青少年対策	370,000	293,014	293,014	△ 76,986	
総務広報対策	1,086,000	1,609,806	1,609,806	523,806	
ニコ・サンまつり	1,278,000	1,176,891	1,176,891	△ 101,109	
事務局費	3,739,000	3,832,692	3,832,692	93,692	
地域生活支援推進費	500,000	280,883	280,883	△ 219,117	
社会教育講座	195,000	249,223	249,223	54,223	
小 計	14,645,000	15,477,725	15,477,725	832,725	
諸支出金					
南地区スポーツ協会協力金	528,150	528,150	528,150	0	
福祉推進員活動費	324,000	318,000	318,000	△ 6,000	
小 計	852,150	846,150	846,150	△ 6,000	
予備費	38,740	0	0	△ 38,740	
合 計	15,535,890	16,323,875	16,323,875	787,985	

収入と支出の差額分

¥1,315,587

は次期へ繰り越し

項 目	当初予算金額	補正予算金額	決算金額	補正額	備 考
生活環境改善					
ゴミステーション整備事業	500,000	217,115	217,115	△ 282,885	整備補助金
清掃大作戦事業	700,000	730,205	730,205	30,205	河川清掃・雪どけクリーン
環境美化事業	85,000	44,526	44,526	△ 40,474	研修会等
紫蘭街道事業	100,000	172,484	172,484	72,484	紫蘭街道管理
小 計	1,385,000	1,164,330	1,164,330	△ 220,670	
安全防災対策					
安全・安心の街事業	1,160,000	613,878	613,878	△ 546,122	防犯カメラ整備
防犯灯設置管理事業	1,194,000	1,068,000	1,068,000	△ 126,000	防犯灯電気料補助
雪対策事業	1,557,000	3,133,700	3,133,700	1,576,700	狭隘道路除雪補助
防災対策事業	100,000	137,000	137,000	37,000	消防設備補助
小 計	4,011,000	4,952,578	4,952,578	941,578	
社会福祉対策					
交流と訪問事業	790,000	711,062	711,062	△ 78,938	高齢者訪問・在宅介護者支援
高齢者食事サービス	280,000	271,257	271,257	△ 8,743	食材費
いきいきサロン支援と助成	240,000	219,000	219,000	△ 21,000	いきいきサロン助成金
住民福祉講座	100,000	123,407	123,407	23,407	研修会費
小 計	1,410,000	1,324,726	1,324,726	△ 85,274	
健康推進対策					
健康まつり	285,000	270,740	270,740	△ 14,260	3歳児表彰・各コーナー経費等
みなりんピック	90,000	78,444	78,444	△ 11,556	用具購入等
健康講座	20,000	27,004	27,004	7,004	伝承料理材料費等
健康推進1町内1事業	60,000	65,000	65,000	5,000	各町内への助成
小 計	455,000	441,188	441,188	△ 13,812	
地域魅力継承					
歴史散策事業	116,000	58,394	58,394	△ 57,606	歴史散策会
地域伝統研究事業	80,000	77,000	77,000	△ 3,000	伝統産業研修
華の会事業	20,000	17,000	17,000	△ 3,000	紫式部公園清掃
小 計	216,000	152,394	152,394	△ 63,606	
青少年対策					
青少年健全育成事業	170,000	124,671	124,671	△ 45,329	二十歳のつどい等
子ども見守り活動事業	50,000	42,380	42,380	△ 7,620	登校時見守り活動支援
地域子ども支援事業	50,000	33,037	33,037	△ 16,963	みなみチャレンジ教室等
子育て支援事業	100,000	92,926	92,926	△ 7,074	オレンジサロン
小 計	370,000	293,014	293,014	△ 76,986	
総務広報対策					
広報誌発行事業	806,000	765,600	765,600	△ 40,400	南の風ニコ・サン発行
情報発信・収集事業	80,000	518,494	518,494	438,494	しきぶ駅開業記念事業等
夏祭リアピール事業	120,000	113,602	113,602	△ 6,398	ふるさと踊り参加
男女共同参画推進事業	80,000	212,110	212,110	132,110	研修会等
小 計	1,086,000	1,609,806	1,609,806	523,806	
ニコ・サンまつり					
文化祭(ステージ・展示)	183,000	118,507	118,507	△ 64,493	音響・設備費等
喫茶コーナー・ミニ電車	310,000	326,070	326,070	16,070	飲料・テーブル等
広報・諸経費	785,000	732,314	732,314	△ 52,686	プログラム・弁当等
小 計	1,278,000	1,176,891	1,176,891	△ 101,109	
事務局費					
複写機リース	482,000	523,184	523,184	41,184	リース・カウント代
諸支出金	863,000	862,500	862,500	△ 500	自治連合会費・保険料
事務用品・通信費	1,644,000	1,676,778	1,676,778	32,778	事務費・給与等
その他支出	750,000	770,230	770,230	20,230	会議費等
小 計	3,739,000	3,832,692	3,832,692	93,692	
地域生活支援推進費	500,000	280,883	280,883	△ 219,117	高齢者等の生活支援推進
社会教育講座	195,000	249,223	249,223	54,223	講座・講演会等
合 計	14,645,000	15,477,725	15,477,725	832,725	

## 財 産 目 録

&lt;備品&gt;

(令和8. 3. 31)

品 目	価 格	購入年月日	備 考
ワイヤレスマイクセット	190, 000 円	H18. 03. 22	アンプ・マイク1本、ワイヤレスマイク2本
災害用特大鍋	190, 000 円	H19. 03. 22	バーナー・ゴトク付
災害用大鍋	180, 000 円	H19. 03. 22	バーナー・ゴトク付
物 置	410, 000 円	H19. 03. 22	幅 442cm 奥行 305cm 高さ 238cm
物 置	409, 000 円	H22. 03. 11	幅 442cm 奥行 305cm 高さ 237.5cm
ノーパンク折りたたみリヤカー	118, 000 円	H24. 02. 10	型式 NS8-A4
折りたたみスチールパイプ椅子	321, 360 円	H26. 08. 06	型式 IB-09N-BR 茶 塗装仕上げウレタン張 120脚
折りたたみ椅子 専用台車	164, 160 円	H26. 08. 06	型式 CW-31T 2台
サイドスタッキングテーブル	583, 200 円	H26. 08. 06	型式 KS-1845NN サイズ W1800Dx450 xH700 30台
サイドスタッキングテーブル 幕板共	675, 540 円	H26. 08. 06	型式 KS-1845NN サイズ W1800Dx450 xH700 30台 幕板 KSM-1 8NW 30枚
TOA製 野外用移動式 PAアンプ	294, 840 円	H26. 08. 06	形式 KZ-65A 1対 2台 出力容量 65Wx2
TOA製 移動式 スピーカーシステム	204, 120 円	H26. 08. 06	形式 KZ-65 1対 2

災害時の表示用スタンド (交通標識として使用可)	119,685円	H27.05.14	A型スタンド 黒板 キューブウエイト
ノートパソコン	156,600円	H30.03.02	FMV A577RX 15ｲﾝﾁ
プロジェクター (日立 CPBW302)	165,000円	H30.03.07	日立 CP-BW302WNJ
ポータブルワイアレス (WA2700)	226,800円	H31.01.08	アンブ マイク チューナーユニット (音響一式)
卓球台 (日本卓球協会検定品)	160,000円	R2.03.18	ユニバー VL-25DXⅡ 内折り一体式 ｽﾏｲﾝｸﾞ ｰﾄﾞ 25mm 50mm枠付き
顔認証非接触式検知器 (アルコール消毒液自動噴霧器付)	333,000円	R3.02.17	XTHERMO 商品番号 xthermo-tk18-plus ¥111,000×3台
卓球台 (日本卓球協会検定品)	160,000円	R3.02.26	ユニバー VL-25DXⅡ 内折り一体式 ｽﾏｲﾝｸﾞ ｰﾄﾞ 25mm 50mm枠付き
防犯カメラ一式 (8基設置)	1,267,200円	R3.03.12	防犯カメラ一式 (工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥158,400×8基
ノートパソコン	166,800円	R3.03.22	ノートパソコン LIFEBOOK A5510/EX メモリ MV-D4N2666-S8GB
紫蘭街道整備用備品管理倉庫	187,000円	R3.03.17	ヨド物置 エルモ (LMDS-2218DW) 組立設置(10cmブロック並)12ヶ
防犯カメラ一式 (11基設置)	1,617,000円	R3.10.20	防犯カメラ一式 (工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥147,000×11基
防犯カメラ一式 (1基設置)	139,000円	R3.10.20	防犯カメラ一式 (工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥139,000×1基
エクササイズマット	276,000円	R3.10.26	トーエイ H-7442B フル 幅90cm×長さ180cm×厚さ2cm ¥13,800×20枚
小型冷蔵庫	103,000円	R4.3.22	シャープ SJ-PD28H 内容積 280ℓ 幅 56cm

除雪機格納倉庫	473,440円	R4.11.21	イナバ物置ドマール床付タイプ 本体(多雪地型)FF-2626HY 段差スロープ込み
除雪機	1,150,000円	R4.11.30	ホンダ除雪機 ハイブリッド HSS1170i 除雪幅71cm ¥575,000×2台
展示用有孔ボードパネル	133,800円	R5.3.16	金具・スライド脚セット 幅90cm×高さ180cm×厚さ3.5cm ¥22,300×6枚
防犯カメラ一式(1基設置)	189,200円	R5.3.16	防犯カメラ一式(工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥189,200×1基
防犯カメラ一式(1基設置)	189,200円	R5.8.22	防犯カメラ一式(工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥189,200×1基
防犯カメラ一式(2基設置)	424,600円	R8.3.25	防犯カメラ一式(工事含) マスプロ ASM03FHD他 ¥212,300×2基

(令和8年、3.31現在)

名 称	金 額	備 考
財政調整積立金	1,506,575円	自主財源積立金

⇒ 網掛けしてある部分は、令和7年度購入分

第2号議案 令和8年度南地区自治振興会事業計画および事業予算案について

令和8年度南地区自治振興会事業計画

ニコサンまつりは過去3箇年度同様、会場を第二中学校体育館に実施します。内容に更なる工夫を加え、南地区を代表するイベントとして充実を図ります。

防災避難訓練は第二次訓練会場を南小学校体育館と第二中学校体育館の2会場とし、今年度は避難場所の開錠訓練を加えて実施を計画しております。

「南の風ニコサン」の発行、紫蘭街道整備、河川一斉清掃、ふるさと踊りへの参加、みなリンピック、二十歳のつどい、高齢者への食事サービス、雪どけクリーン作戦など本会が従来から実施してきた事業については、予算の効率的な執行等により、さらに充実を図っていきたいと考えています。

また、ゴミステーションや防犯灯の整備は、安全で住みよい地域づくりに欠かせないものとして、各町内の要望に引き続き可能な限り応えてまいります。

なお、昨今の物価上昇が顕著であることに鑑み、事業全体に亘り従来にも増して効率的な執行を行う必要があると考えております。

令和7年4月には武生商工高校のキャンパスの統合がなされ、令和8年3月ハピラインふくいの「しきぶ駅」が開業されるなど、南地区の環境も大きく変化した現況を好機と捉えて時宜に叶った事業展開を目指します。

## 令和8年度 南地区自治振興会事業予算（案）

自 令和 8年 4月 1日

至 令和 9年 3月31日

## 【収入の部】

[単位：円]

項 目	R8予算金額	R7予算金額	増 減	備 考
越 前 市 交 付 金	7,182,000	8,646,000	△ 1,464,000	越前市
助 成 金・補 助 金	200,000	188,000	12,000	越前市
南地区自治振興会会費	1,779,000	1,760,500	18,500	@ 500 × 3,558世帯
南地区地域福祉協力金	1,298,670	1,285,165	13,505	@ 365 × 3,558世帯
南地区スポーツ協会協力金	533,700	528,150	5,550	@ 150 × 3,558世帯
地域生活支援推進費	500,000	500,000	0	越前市
福祉推進員活動費	159,000	162,000	△ 3,000	越前市
ふるさと夏祭り参加費	36,000	36,000	0	越前市
事 業 収 入	70,000	35,000	35,000	カンメート手数料等
雑 収 入	300,000	250,000	50,000	コピー使用料等
繰 越 金	1,315,587	2,145,075	△ 829,488	
合 計	13,373,957	15,535,890	△ 2,161,933	

## 【支出の部】

[単位：円]

項 目	R8予算金額	R7予算金額	増 減	備 考
事業費				
生活環境改善	1,280,000	1,385,000	△ 105,000	
安全防災対策	1,703,000	4,011,000	△ 2,308,000	
社会福祉対策	1,365,000	1,410,000	△ 45,000	
健康推進対策	470,000	455,000	15,000	
地域魅力継承	160,000	216,000	△ 56,000	
青少年対策	380,000	370,000	10,000	
総務広報対策	1,220,000	1,086,000	134,000	
ニコ・サンまつり	1,255,000	1,278,000	△ 23,000	
事務局費	3,952,000	3,739,000	213,000	
地域生活支援推進費	500,000	500,000	0	
社会教育講座	196,000	195,000	1,000	
小 計	12,481,000	14,645,000	△ 2,164,000	
諸支出金				
南地区スポーツ協会協力金	533,700	528,150	5,550	
福祉推進員活動費	318,000	324,000	△ 6,000	
小 計	851,700	852,150	△ 450	
予 備 費	41,257	38,740	2,517	
合 計	13,373,957	15,535,890	△ 2,161,933	

## 【支出の部・事業費内訳】

[単位：円]

項 目	R8予算金額	R7予算金額	増 減	備 考
生活環境改善				
ゴミステーション整備事業	400,000	500,000	△ 100,000	整備補助金
清掃大作戦事業	700,000	700,000	0	河川清掃・雪どけクリーン
環境美化事業	80,000	85,000	△ 5,000	研修会等
紫蘭街道事業	100,000	100,000	0	紫蘭街道管理
小 計	1,280,000	1,385,000	△ 105,000	
安全防災対策				
安全・安心の街事業	610,000	1,160,000	△ 550,000	防犯カメラ整備
防犯灯設置管理事業	676,000	1,194,000	△ 518,000	防犯灯電気料補助
雪対策事業	267,000	1,557,000	△ 1,290,000	狭隘道路除雪補助
防災対策事業	150,000	100,000	50,000	消防設備補助
小 計	1,703,000	4,011,000	△ 2,308,000	
社会福祉対策				
交流と訪問事業	745,000	790,000	△ 45,000	高齢者訪問・在宅介護者支援
高齢者食事サービス	280,000	280,000	0	食材費
いきいきサロン支援と助成	240,000	240,000	0	いきいきサロン助成金
住民福祉講座	100,000	100,000	0	研修会費
小 計	1,365,000	1,410,000	△ 45,000	
健康推進対策				
健康まつり	280,000	285,000	△ 5,000	3歳児表彰・各コーナー経費等
みなリンピック	90,000	90,000	0	用具購入等
健康講座	30,000	20,000	10,000	講座材料費等
健康推進1町内1事業	70,000	60,000	10,000	各町内への助成
小 計	470,000	455,000	15,000	
地域魅力継承				
歴史散策事業	60,000	116,000	△ 56,000	歴史散策会
地域伝統研究事業	80,000	80,000	0	伝統産業研修
華の会事業	20,000	20,000	0	紫式部公園清掃
小 計	160,000	216,000	△ 56,000	
青少年対策				
青少年健全育成事業	230,000	170,000	60,000	20歳のつどい・登校見守等
子ども見守り活動事業	0	50,000	△ 50,000	
地域子ども支援事業	50,000	50,000	0	みなみチャレンジ教室等
子育て支援事業	100,000	100,000	0	オレンジサロン
小 計	380,000	370,000	10,000	
総務広報対策				
広報誌発行事業	900,000	806,000	94,000	南の風ニコ・サン発行
情報発信・収集事業	120,000	80,000	40,000	みなみdeカフェ
夏祭りアピール事業	120,000	120,000	0	ふるさと踊り参加
男女共同参画推進事業	80,000	80,000	0	研修会等
小 計	1,220,000	1,086,000	134,000	
ニコ・サンまつり				
文化祭(ステージ・展示)	120,000	183,000	△ 63,000	音響・設備費等
喫茶コーナー	350,000	310,000	40,000	飲料・テーブル等
広報・諸経費	785,000	785,000	0	プログラム・弁当等
小 計	1,255,000	1,278,000	△ 23,000	
事務局費				
複写機リース	552,000	482,000	70,000	リース・カウント代
諸支出金	870,000	863,000	7,000	自治連合会費・保険料
給与報酬・事務用品	1,680,000	1,644,000	36,000	給与・消耗品等
その他支出	850,000	750,000	100,000	会議費等
小 計	3,952,000	3,739,000	213,000	
地域生活支援推進費	500,000	500,000	0	高齢者等の生活支援推進
社会教育講座	196,000	195,000	1,000	講座・講演会等
合 計	12,481,000	14,645,000	△ 2,164,000	

## 令和8年度 南地区自治振興会 年間予定表 (案)

役員会			理事会	
回数	月 日	時 間	月 日	時 間
第1回	5月 9日 (土)	午後5時～ (終了後研修会)	5月16日 (土)	午後6時～
第2回	7月 4日 (土)	午後7時～	7月11日 (土)	午後7時～
第3回	9月 5日 (土)	〃	9月12日 (土)	〃
第4回	11月 7日 (土)	〃	11月14日 (土)	〃
第5回	令和9年 2月 6日 (土)	午後5時～ (終了後研修会)	令和9年 2月13日 (土)	〃
第6回	3月 6日 (土)	午後7時～	3月13日 (土)	〃
第7回	4月 3日 (土)	〃	4月10日 (土)	〃
監 査	4月 2日 (金)	午後3時～		
総 会	4月24日 (土)	午後7時～	主 要 行 事	
区 長 会 議			自治連合会総会	5月16日 (土)
第1回	5月16日 (土)	(理事会終了後)	南地区体育祭	6月 7日 (日)
第2回	8月 8日 (土)	午後7時～	河川一斉清掃	
第3回	令和9年 1月16日 (土)	午後5時～ (終了後研修会)	ふるさと踊り	8月14日 (金)
総合委員会			南地区防災避難訓練	9月20日 (日)
	5月30日 (土)	午後7時～	歴史散策会	
第 一 回  専 門 部 会	4月28日 (火)	安全防災部	ニコ・サンまつり	10月24日 (土)
		社会福祉部		25日 (日)
		総務広報部	健康まつり	9月
	4月30日 (木)	健康推進部	みなリンピック	11月
		青少年部	食事サービス	12月12日 (土)
	5月 1日 (金)	生活環境部	二十歳のつどい	令和9年 1月10日 (日)
		地域魅力部	ふるさとの日	
		雪どけクリーン作戦	3月21日 (日)	

# 南地区自治振興会規約

令和 8 年度



## 南地区自治振興会規約

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この会は、南地区住民が行政と協働し、自主的に行動することにより健康で文化的な地域環境の向上を図り、住みよいまちづくりの推進と住民自治の振興に寄与することを目的とする。

#### (名称)

第2条 この会は、南地区自治振興会(以下「自治振興会」という。)と称する。

#### (区域)

第3条 自治振興会の区域は、越前市立武生南小学校区内とする。

#### (事務所の所在地)

第4条 自治振興会の事務所は、越前市武生南公民館内に置く。

#### (会員)

第5条 自治振興会の会員は、第3条に規定する区域に住所を有する全ての個人とする。

2 第3条に規定する区域に住所を有し、自治振興会の活動に賛同する法人及び団体は、「特別会員」となることができる。

#### (会費)

第6条 自治振興会の会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費は、毎年度5月31日までに町内ごとに納入するものとする。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず、払い戻さない。

4 前条第2項に規定する特別会員は、必要に応じ負担金を納入するものとする。

### 第2章 事業

#### (事業)

第7条 自治振興会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域振興計画の策定及び改定に関する事業

(2) 地区内生活環境の維持向上に関する事業

(3) 地区内の防災・防犯・交通事故防止対策に関する事業

(4) 地区内住民福祉の向上に関する事業

(5) 地区内住民の体力の向上及び健康増進に関する事業

(6) 地区内の伝統・歴史の顕彰、史跡の保存及び文化の伝承に関する事業

(7) 伝統を継承した地域おこし的手段としての特産品の開発に関する事業

(8) 地区内外の各種団体との交流、連携に関する事業

(9) 地区内の青少年活動の支援・育成・子育て支援等に関する事業

(10) 地区内の広報活動に関する事業

(11) 行政に対する要望政策提言に関する事業

(12) 地区の将来計画策定に関する事業

(13) 社会教育講座に関する事業

(14) その他自治振興会の目的達成に必要な事業

### 第3章 町内会及び区長

#### (町内会)

第8条 町内会は、町内住民による相互扶助の町内自治を推進しなければならない。

2 町内会は、本会と連携して住みよい町づくりを推進しなければならない。

#### (区長)

第9条 町内を代表する者（以下「区長」という。）は、本会の運営に意見を述べるとともに、本会の決定事項等を町内住民に対し周知徹底しなければならない。

2 区長は、本会会長が越前市長と協定する行政協力事務を誠実に遂行しなければならない。

3 区長は、越前市長との行政協力事務に関する協定の締結を本会会長に委任するものとする。

### 第4章 役員

#### (役員)

第10条 自治振興会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1名    |
| (2) 副会長  | 5名以内  |
| (3) 監事   | 3名    |
| (4) 事務局長 | 1名    |
| (5) 財政局長 | 1名    |
| (6) 理事   | 35名以内 |

2 会長が必要であると認めたとき、理事会に諮り顧問を置くことができる。

#### (役員を選任)

第11条 前条第1項第1号から第5号までの役員は、地区内の各分野から選考して理事会が推薦し、総会で選出する。

2 理事は、区長（監事に就任するものを除く。）及び専門部会の部長とする。

3 武生南公民館館長を、理事に委嘱する。

#### (役員職務)

第12条 役員職務は、次の通りとする。

(1) 会長は自治振興会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長が指定する順序に従って、その職務を代行する。

(3) 監事は、自治振興会の会計、資産の状況及び役員職務の業務執行の状況を監査し、総会に報告する。

会計、資産の状況及び役員職務の業務執行の状況を報告するため必要があると認めたときは、総会の招集を請求することができる。

(4) 事務局長は、自治振興会の事務局事務を掌理し、第16条に定める会議の会務を運営する。

(5) 財政局長は、自治振興会の会計・資産の管理・出納にかかる一切の事務を掌理する。

(6) 理事は、自治振興会事業の企画・運営と各町内及び各種団体との連絡調整等を行う。

#### (役員任期)

第13条 役員任期は、選任された年度の定時総会から翌々年度の定時総会までの2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補任された場合は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第14条 役員のうち、会長・副会長・事務局長・財政局長及び専門部会部長に対し、報酬を支払うものとする。

2 報酬の額は、理事会の承認を経て定める。

(推進委員)

第15条 自治振興会の事業を円滑に推進するため、推進委員を置く。推進委員は、理事会が各町内及び一般公募等により選出し、第27条第4項に定めるいずれかの専門部会に属し、部会の運営に携わる。

2 推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補任の場合は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、四役会議、専門部会、区長会議、企画会議及び総合委員会とする。

(総会)

第17条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会は、代議員及び役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告に関する事
- (2) 会計報告に関する事
- (3) 資産管理に関する事
- (4) 事業計画に関する事
- (5) 予算に関する事
- (6) 会費、負担金、資産の取得・処分に関する事
- (7) 役員を選出に関する事
- (8) その他自治振興会の重要事項に関する事

3 定時総会は、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次の各号に該当する場合開催する。

- (1) 会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (2) 理事会において総会開催の議決があったとき
- (3) 監事から第12条第3号の規定により開催の請求があったとき

5 前項による請求又は議決があったときは、その請求又は議決があったときから30日以内に、臨時総会を開催しなければならない。

6 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書により通知しなければならない。

7 会長は、事件・事故の発生等やむを得ない事由により定時総会又は、臨時総会を開催することができないと認めるときは書面による議決を行うことができる。

8 会長は、前項の規定による書面議決を行うときは、あらかじめ書面議決の方法等について、第22条に規定する理事会において審議し、承認を得なければならない。

(総会の代議員及び定足数)

第18条 総会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない

- 2 代議員は各町内から選出する。代議員の総数は100名とし、町内別の定数は別表のとおりとする。

(総会の議長及び議決)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した代議員の中から選出する。

- 2 総会の議案は、この規約に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会での会員の表決権)

第20条 会員は、代議員を通し総会において表決権を行使する。

(総会の議事録)

第21条 総会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 代議員の現在数及び出席者数
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、会長、副会長、事務局長、財政局長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 監事は、理事会に出席するものとする。
- 3 会長は、事件・事故の発生等やむを得ない事由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

(理事会の権限)

第23条 理事会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を協議決定する。

- (1) 総会に付議する事項
  - (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 軽微な予算の補正及び予算の流用
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 自治振興会の重要事項に関するもので迅速に処理しなければならないものは、理事会で議決して執行することができる。この場合、次の総会において承認を受けなければならない。

(役員会の招集及び権限)

第24条 役員会は、会長、副会長、事務局長、財政局長及び第27条に定める専門部会部長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

- 2 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を協議決定する。
  - (1) 理事会に付議する事項
  - (2) 総会及び理事会において議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会等の定足数、議決)

第25条 第18条及び第19条第2項の規定は、理事会及び役員会にもこれを準用する。この場合において、これらの規程中「総会」とあるのは、「理事会」及び「役員会」に読み替えるものとする。

(四役会議の招集、権限)

第26条 四役会議は、会長、副会長、事務局長、財政局長をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

2 四役会議は、次の事項を協議決定する。

- (1) 理事会、役員会、区長会議、企画会議及び総合委員会に付議する事項
- (2) 迅速に処理を要する事項
- (3) その他理事会及び役員会の議決を要しない軽微な会務の執行に関する事項

3 前項第2号については、事後理事会及び役員会の承認を得るものとする。

(専門部会)

第27条 専門部会は、推進委員で構成し、それぞれの部長が招集する。

2 専門部会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事業を行う。

- (1) 所掌する事業の企画立案及び実施に関すること
- (2) 所掌する事業の企画立案及び実施について関係各種団体との調整に関すること
- (3) 役員会に、所掌する事業の企画立案及び実施を報告すること

3 専門部会の部長及び副部長は、当該部会の推進委員の互選により選出する。副部長の配置数は、当該部会で決定する。

4 専門部会は、次のとおりとする。

- (1) 生活環境部会
- (2) 安全防災部会
- (3) 社会福祉部会
- (4) 健康推進部会
- (5) 地域魅力部会
- (6) 青少年部会
- (7) 総務広報部会

(専門部会の担当業務)

第28条 専門部会の担当業務は、次のとおりとする。

(1) 生活環境部会

環境美化、ゴミ対策、資源のリサイクル対策、緑化推進等、生活環境に関する事業

(2) 安全防災部会

防災・防火対策、防犯対策、交通事故防止対策等、生活安全に関する事業

(3) 社会福祉部会

高齢者福祉対策、障害者対策等、福祉活動に関する事業

(4) 健康推進部会

住民の体力の向上、健康増進に関する事業

(5) 地域魅力部会

地域の歴史・文化遺産、伝統産業等、様々な魅力を地区民の財産として発掘・継承・共有・

活用するための事業

(6) 青少年部会

子育て支援、児童の健全育成、青年活動の支援、世代間交流など、青少年及び年少者の育成指導に関する事業

(7) 総務広報部会

事業の啓発、広報に関する事業及び情報収集・発信に関する事業並びに他の部会に属さない事業

(区長会議)

第29条 本会事業及び行政協力事務を円滑に推進するため、本会に区長会議を設置する。

2 区長会議は、地区内全区長及び四役で構成し、必要に応じ会長が招集する

(企画会議)

第30条 第1条の目的を達成するため、自治振興会の事業を検証し、会員の意向や地域に根差した事業・方法・内容を企画するため、企画会議を設置する。

2 企画会議は、本会役員会構成者及び会長が指名するもので構成し、必要に応じて会長が招集する

(総合委員会)

第31条 本会の事業を円滑に推進するため、総合委員会を設置する。

2 総合委員会は、本会役員会構成者、各種団体の代表者及び会長が指名するもので構成し、必要に応じ会長が招集する

(理事会等の議長)

第32条 理事会、役員会、四役会議、区長会議、企画会議及び総合委員会の議長は会長とする。

専門部会の議長は部長とする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 自治振興会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録の資産
- (2) 会費、負担金、交付金、寄付金等
- (3) 事業収入
- (4) 資産から生ずる法定果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第34条 自治振興会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第35条 自治振興会の資産のうち、第33条第1号に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計)

第36条 自治振興会の経費は、会費、交付金、負担金、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 37 条 自治振興会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 38 条 自治振興会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の承認を経なければならない。  
これを変更するときも同様とする。

2 新しい会計年度が始まって新年度事業計画及び予算が成立していないとき、必要な場合は前年度の執行予算の範囲内を限度に、事業及び予算を執行することができるものとする。

(事業報告書及び決算書)

第 39 条 自治振興会の財産目録、事業報告書及び決算書は、会長が作成し、監事の監査を受け、会計年度終了後3か月以内に総会の承認を経なければならない。

## 第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 40 条 この規約の変更は、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第 41 条 自治振興会の解散は、総会において総代議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

## 第 8 章 雑則

(備付帳簿及び公開)

第 42 条 自治振興会に、次の書類を整備保管しなければならない。

- (1) 沿革簿
- (2) 規約
- (3) 役員名簿
- (4) 総会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録及び資産状況を示す書類
- (7) その他必要な書類

2 会員から前項の帳簿類の閲覧請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

3 自治振興会は、前項の規定による閲覧に際しては、個人の権利及び利益が侵害されないよう個人情報の保護に必要な措置を構ずるものとする。

(弔慰金)

第 43 条 本会の弔慰については、越前市自治連合会弔慰規定を準用する。

(その他委任)

第 44 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則 この規約は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

平成 17 年 4 月 28 日一部改正施行

第 3 条及び第 4 条の地名、施設名称は、平成 17 年 10 月 1 日以降新市が定める呼称による。

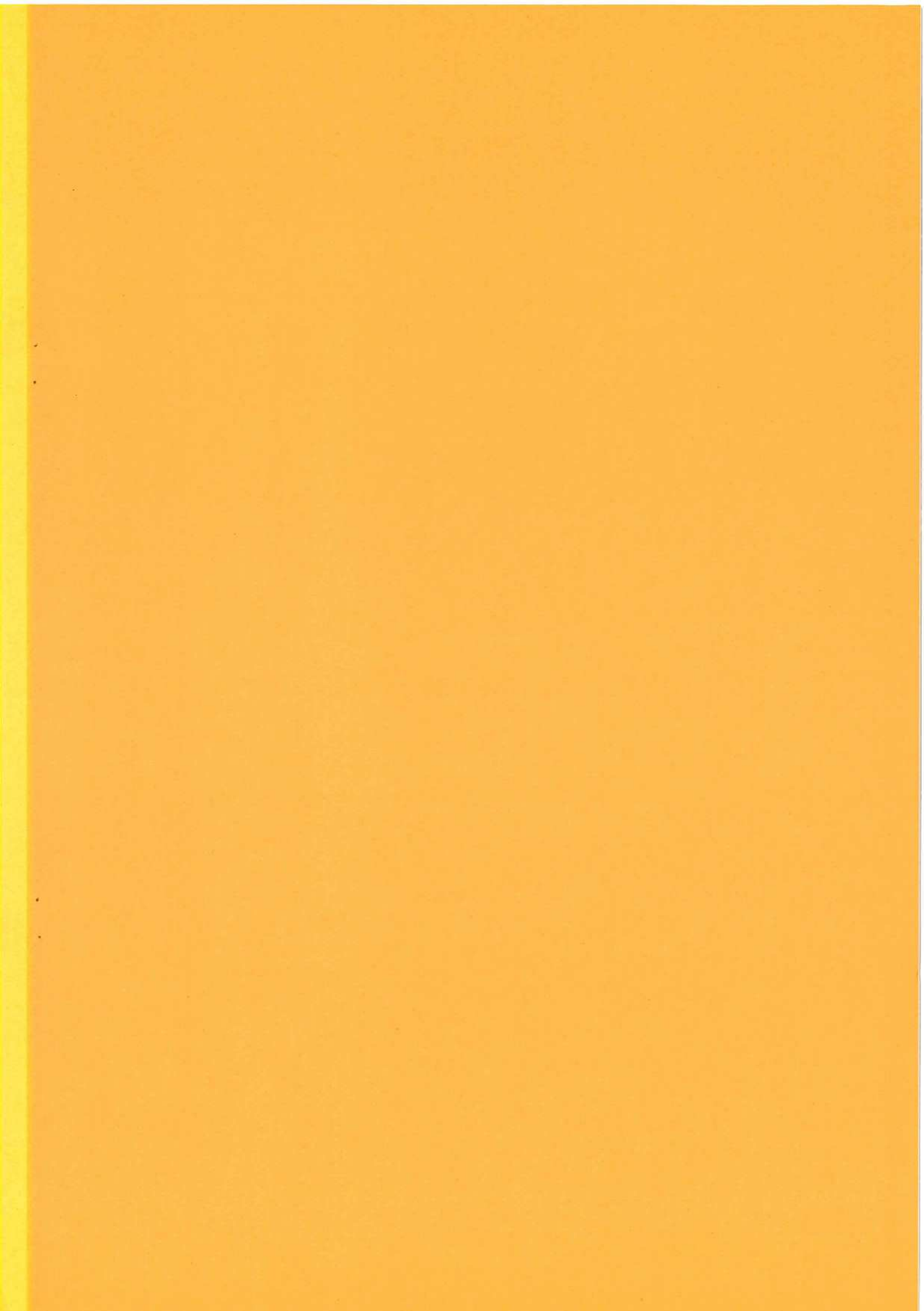
平成 19 年 4 月 15 日一部改正施行  
平成 21 年 4 月 18 日一部改正施行  
平成 22 年 4 月 24 日一部改正施行  
平成 23 年 4 月 16 日一部改正施行  
平成 24 年 4 月 21 日一部改正施行  
平成 27 年 4 月 1 日一部改正施行  
平成 28 年 4 月 23 日一部改正施行  
令和 2 年 5 月 1 日一部改正施行  
令和 3 年 4 月 24 日一部改正施行

## 《別表》

自治会	代議員数	自治会	代議員数
南一丁目	4	東千福町	6
南二・三丁目	6	行松町	5
武生柳町	4	妙法寺町	4
若竹町	4	松森町	4
あおぼ町	3	月見町	5
神明町	3	曙町	3
豊町	3	常久町	4
姫川一丁目	3	常久団地	2
姫川二丁目	5	学園団地	6
文京一丁目	4	三ツ口町	4
文京二丁目	5	千福町	8
御幸町	5	計	100

(世帯数で按分)





# ホッととして、グッとくるまちみなみ地区

